令和5年

10月農業委員会総会議事録

■日 時	2023年(令和5年) 10月13日(金) 14:30~14:48 反 訳 : 西 都
■場 所	和泉市コミュニティセンター 4階中集会室 速記株式会社
■出席者	[農業委員] 計(11名)
(敬称略)	│ │ 1 西川 文三 2 井阪武範 3 西辻 達佳 4 飯村 りか 5 紀之定清五郎
(議席順)	6 山口 一美 8 友田 吉春 9 友田 博文 10 辻林 孝幸
	12 仲野 充 13 森 忠 清
	[欠席委員] 計(3名)
	7 井坂 常典 11 福本 敏行 14 岡田 如弘
	[事務局] 計(4名)
	藤原美津子 富永 利幸 仲野 文三 麓 信也
■提出資料	議案書
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
	議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
	議案第3号 生産緑地事業計画の決定について
	報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について
	報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について

■議事内容

事 務 局	お忙しいところ、ありがとうございます。
	それでは、ただいまから令和5年10月委員会総会を進めさせていただきます。
	開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。
友田会長	こんにちは。お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうご
	ざいます。
	(時節の挨拶)
	それでは、これから農業委員会総会を開催いたしますので、よろしくお願いいたし
	ます。
	本日の出席者数を事務局から報告願います。よろしくお願いします。
事 務 局	本日、委員会に出席されております委員は11名でございます。
	欠席の旨、連絡ありました委員は、11番、福本委員、14番、岡田委員。
	7番、井坂委員が少々遅れるという連絡が入っておりますので、よろしくお願いい
	たします。
	したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、
	本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。
	それでは引き続き、友田会長、議事進行、よろしくお願いいたします。
友田会長	それでは、本日の議事録署名人を、8番友田吉春委員、それから10番辻林孝幸委
	員の御両名でよろしくお願いいたします。
	(両委員の承諾あり)
	それでは、議案書1ページをお願いいたします。

10月委員会議事日程、議案第1号から議案第3号、報告第1号から報告第2号となっておりますので、よろしくお願いいたします。

議案書2ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転1件に関する申請を、別表のとおり定めるものといたします。

議案第1号、1番、尾井町の物件につきまして事務局から説明願います。

事務局 事務局の麓でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、尾井町で、地目は、畑1筆、面積は 1,041㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議 案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から約13km、車で約25分の距離に位置しております。

譲受人は耕運機などを保有しており、農業従事予定日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「無農薬栽培で行うため、周辺農地への害虫など被害のないよう、細心の注意を図り、農作業を行います。」とのことです。

続きまして、地区担当の坂上推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、野菜栽培している農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で野菜栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第1号、1番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画1件を、別表のとおり定めるものといたします。

議案第2号、1番、九鬼町、坪井町、小野田町の物件につきまして事務局から説明 願います。

事務局

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は、九鬼町、坪井町、小野田町で、地目は、田6筆、畑4筆、面積は合わせて5.050㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分

につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の友田吉春委員及び仲野委員から受けました調査結果の報告 をいたします。

「現地確認を行い、野菜栽培及び植付けの準備中の農地であり、貸し手・借り手に 意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請 地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受け ております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第2号、1番については許可することに決定いたします。

議案書6ページをお願いいたします。

議案第3号、生産緑地事業計画の決定について、都市農地の貸借の円滑化に関する 法律(平成30年法律第68号)第4条の規定による事業計画1件を、別表のとおり 定めるものといたします。

議案第3号、1番、内田町の物件につきまして事務局から説明願います。

事務局

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

まず、都市農地の貸借の円滑化に関する法律を簡単に御説明いたします。

この制度は平成30年にできた比較的新しい制度で、都市農地の有効活用を図るため、生産緑地の貸し借りをしやすくするといった制度となっております。

この制度の特徴といたしましては2つありまして、1つ目は、貸借期間が終了した場合に自動更新されないため、安心して貸すことができるということがあります。

続きまして、2つ目といたしまして、これまで生産緑地で納税猶予を受けていた場合、貸付けをすると原則、納税猶予が打切りになりましたが、この制度を利用すると貸付けをしても納税猶予が打切りにならないといったことが特徴として挙げられます。

なお、今回の貸人も納税猶予を受けていますので、この制度を利用し、納税猶予を 継続したまま貸し借りを行おうとするものでございます。

それでは、番号第1号について、御説明させていただきます。

物件の所在地は内田町三丁目で、地目は田5筆、面積は合わせて3,310㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の山本推進委員から受けました調査結果の報告をいたしま

す。

「現地確認を行い、水稲栽培されている農地であり、貸し手・借り手に電話で意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稲栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、1番については許可することに決定いたします。

次に、報告案件に移ります。

議案書8ページをお願いします。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用2件を専決により受理しましたので報告いたします。

議案書9ページを御参照ください。

続きまして、議案書10ページ、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転3件を専決により受理しましたので報告いたします。

議案書11ページを御参照ください。

以上、本日の議案は全て終了いたしました。

次に報告案件、その他の案件について、事務局から報告願います。

事 務 局

事務局の仲野でございます。

報告といたしまして、再度の御案内となりますが、10月25日に大阪府農業会議が開催いたします大阪府農業委員会大会につきまして、再度の御案内をさせていただきます。

御出席いただきます委員さんにおかれましては、当日は、本日のこの建物のコミュニティセンター1階に11時15分集合でお願いいたします。

集合時間までに必ず昼食を済ませておいてください。

おそろいいただいた後、11時30分にマイクロバスにて出発させていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、予定が変更となり、出席可能となられた委員さんがいらっしゃいましたら、 申し訳ございませんが、週明け月曜日中にでも御一報いただけたらと思っております ので、併せてよろしくお願いいたします。

次に、その他といたしまして、前回の委員会で委員の皆様にお願いさせていただきました利用意向調査アンケートの提出に向けた周知でございますが、委員皆様に御協力をいただきました結果、100件以上の提出がございました。委員皆様におかれましては、お忙しい中、御協力をいただきまして誠にありがとうございました。

また、未提出者リストにつきましては、本日御持参いただいている委員さんにおかれましては、お帰りの際、自席に置いていただければ事務局で回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日、御持参いただけていない委員さんにおかれましては、次回の委員会のときで 構いませんので、また御提出いただきますようよろしくお願いいたします。

最後に、次回11月14日の委員会でございますが、会場が今までどおりの本館5 -Aのほうでの開催となりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

友田会長

事務局の報告が終わりました。

先ほど、最適化推進会議で、日程を、農繁期のとき、変更してくれという要望があったんですけども、これはちょっと和泉市だけの会議だけじゃないんで、大阪府も絡んできますので、これはちょっと変更はできないと。もし、この計画をつくった最初のときであったとしても、変更しようと思ったら1日か2日の移動しかできないというようなことになりますので、この変更についてはこのままなしということで、予定どおりさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、今、事務局から10月25日の大阪府農業委員会大会について、この農業 委員会の委員の皆さん方、案外、出席が少ないので、再度、調整の上、出席をお願い いたします。出席可能となった委員さんは、事務局へ連絡をお願いいたします。

それでは、ほかにございませんか。

ほかになければ、本日は農業委員の方にはお忙しい中、誠にありがとうございました。これで農業委員会総会を終了させていただきたいと思います。今日はありがとうございました。

閉会時間14時48分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委員